

令和7年1月25日

教職員各位

エネルギー管理統括者
理事（総務・企画担当）
浅井和行

冬季の節電・省エネルギーの取組について（依頼）

日頃から、節電・省エネルギー対策にご協力いただきありがとうございます。

政府により設置された省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「冬季の省エネルギーの取組について」が決定されたことを受け、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長より、学校等の適切な学習環境や作業環境を確保した上で、無理のない範囲で省エネルギーの取組を推進していただくよう協力依頼がありました。

本学においても、社会情勢、エネルギー情勢を鑑み、節電・省エネルギーの行動計画である「令和7年度 京都教育大学節電計画（冬季版）」を策定しましたので、実施に際しご理解・ご協力をお願いします。

なお、本計画は無理な節電や省エネルギーを要請するものではなく、教育研究上支障が生じない範囲で取組のご協力をお願いいたします。

また、不特定多数が利用する講義室等の照明や空調は、学生・教職員に限らず、最後に教室を退室する方がスイッチオフにしてください。

令和7年度 京都教育大学節電計画（冬季版）

令和7年11月25日
京都教育大学長
太田耕人

I. まえがき

政府により設置された 省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議において、「冬季の省エネルギーの取組について」が決定されました。また「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の第4条において、「エネルギーを使用して事業を行う者はエネルギーの使用の合理化に努めるとともに、電気の需要の最適化に資する措置を講ずるよう努めなければならないとされており」、学校等においてもこのことが求められています。

このことを踏まえて、本学では京都教育大学エネルギー管理要項第13条に基づき、今年度における省エネルギー節電計画を策定しました。

II. 本計画の対象地区

対象地区：京都教育大学全地区

III. 本計画の目標、実施期間

目標：

藤森キャンパス：冬季（12月～3月）の最大使用電力値及び使用エネルギー量が前年度冬季の同数値を下回るよう努める。

附属学校園等：冬季（12月～3月）の使用エネルギー量が前年度冬季の同数値を下回るよう努める。

実施期間：令和7年12月1日(月)～令和8年3月31日(火)

IV. 節電・省エネルギー行動について

以下の節電・省エネルギー行動により、最大使用電力、使用エネルギー量の抑制を図る。ただし、教育研究活動や幼児・児童・生徒・学生・教職員の健康上の影響を回避した無理のない範囲で実施とする。

●全地区共通

日常的な節電・省エネルギー行動として、段階1の行動に取り組む。

●藤森キャンパスのみ

日常的な取り組みである段階1に加え、電力値計測装置（施設課設置）に示される予測電力使用値に応じ、段階2、段階3の行動に取り組む。

段階1【日常的な取組】

- エアコンによる研究室、事務室などの暖めすぎに注意して、室内温度（設定温度20℃）を調整してください。
- 暖かい衣類を着用し、補助暖房器具（電気ヒーター等）の利用は控えてください。
- 部屋に人がいないときは、照明、エアコン、換気扇等、すべての機器の電源を必ずOFFにしてください。
- 可能な場合には、窓際など、十分に採光できる場所の照明は切ってください。
- パソコンは省エネルギー mode を活用してください。
- 待機電力を削減してください（パソコン、テレビなどを利用しない時はプラグをコンセントから抜いてください）。
- 冷蔵庫は扉を開ける時間を減らし、食品などを詰め込みすぎないようにしてください。
- 昼休みは支障のない範囲で消灯を行ってください。
- エレベーターは身体に障害のある人、荷物運搬等が必要な場合等を除き使用を控えてください。
- 大量にコピーをする場合は、やむを得ない場合を除き、電力使用のピーク時間帯（10時～15時）を避けてください。
- 大規模な電力を使用する実験・実習等は、授業で使用する等のやむを得ない場合を除き、電力使用のピーク時間帯（10時～15時）を避けてください。
- 利用頻度の少ない電気ポットの保温は控え、必要なときに必要なだけ湯を沸かしてください。
- 熱交換換気装置（ロスナイ）を利用できる部屋は、可能な範囲で熱交換換気装置を利用してください。
- 文部科学省作成の省エネ手引き「カーボンニュートラルへの第一歩～学校のたの省エネガイドブック～」（※）を参考に、省エネ活動を行ってください。

段階2【電力使用値が630kWを超えた場合】

- 給水ポンプ室の濾過器停止、大型空調機の停止を行います。

段階3 【電力使用値が700kWを超過した場合】

○一括送信メールにより全学通知を行い以下の行動を促します。なお、メール発信後、この行動は2時間後に解除されるものとします。

- ・空調機の運転を停止してください。
- ・空気清浄機、加湿器、電子レンジ、電気ポット等の使用を控えるなどコンセント機器の運転を停止してください。またノートパソコンの電源をバッテリーに切り替えてください。

○エネルギー管理責任者へ電話連絡を行い緊急対応の周知徹底を図ります。

○エネルギー管理責任者もしくは補助者は、管轄する室を巡回し、照明・空調・パソコン等の可動状況の確認を行います。

(※) 省エネ手引き

「カーボンニュートラルへの第一歩～学校のための省エネガイドブック～」(令和7年3月)

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/green/1416430.htm